

トレイル・オリエンテーリング普及員資格認定に関する規程

第一章 総 則

[目 的]

第1条 この規程は、国際オリエンテーリング連盟の指導基準に基づき、社団法人日本オリエンテーリング協会(以下日本協会という)がトレイル・オリエンテーリング(以下トレイルOという)の正しい普及発展のため設けたトレイルO普及員(以下普及員という)の資格認定に関する事項を定める。

[定 義]

第2条 この規程でいう普及員とは、トレイル・オリエンテーリング普及員養成講習会(以下講習会という)において全ての課程を修了し、所定の手続きを経て登録した者をいう。

[養成講習会]

第3条 普及員養成講習会に関する実施要領は、別に定める。(平成14年12月1日理事会承認)

第二章 登録の申請

[登録の申請]

第4条 普及員の登録認定を受けようとする者は、別紙様式1「普及員登録申込書」に登録料を添えて申請しなければならない。

[申請先]

第5条 申請先は、講習会を開催した都道府県協会等とする。

[登 録]

第6条 都道府県協会(または講習会開催者)は、別紙様式2「普及員登録申込書」を作成し、登録料の一部を添えて日本協会に登録の申込をしなければならない。これを受けた日本協会は、「トレイル・オリエンテーリング普及員証(以下普及員証という)」を申請者に交付する。

なお講習会開催者が日本協会へ登録の申し込みを行う場合は、別途様式1の写しを添えて申請者の所属する都道府県協会へ通知する。

[有効期限]

第7条 普及員の性格上、登録有効期限は設けない。

第三章 任務及び特典

[任 務]

第8条 普及員は、日本協会及び都道府県協会の方針に従い、トレイルOに関する大会・講習会・研修会などに参加・協力するとともに、多くの人々に対してトレイルOの積極的な普及活動を行わなければならない。

[特 典]

第9条 普及員は、次の特典を有する。

- 1 トレイルOに関する国際的行事への参加・研修・交流にあたり、日本協会及び都道府県協会の推薦を受けることができる。
- 2 日本協会及び都道府県協会の推薦を受け、トレイルOに関する大会・講習会・研修会などへの参加・研修および運営に当たることができる

第四章 資格の取り消し

[資格の取消し]

第10条 日本協会及び都道府県協会の両者が次のことを認めた場合、普及員の資格を取り消すことがある。

- 1 普及員として逸脱した行為、重大な過失行為があったとき。
- 2 第8条に示す普及員の任務を行わなかったとき

付 則

第13条 登録料については、当分の間、「別表」の通りとする。

第14条 この規程は、平成17年6月12日から施行する。

[別表]

登録料および登録料の一部を次のように定める。

登録料 2,000円、 登録料の一部 1,000円

[別紙]

様式1 登録申請書

トレイル・オリエンテーリング普及員登録申込書

社団法人日本オリエンテーリング協会 会長 殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印

私は、社団法人日本オリエンテーリング協会トレイル・オリエンテーリング普及員の登録をしたいので、登録料を添えて申し込めます。

トレイル・オリエンテーリング普及員登録申込書

社団法人日本オリエンテーリング協会

会長 長谷川 純三 殿

平成 年 月 日

都道府県協会または講習会開催者名

住 所

代表者名

印

社団法人日本オリエンテーリング協会トレイル・オリエンテーリング普及員養成講習会課程を修了した下記の者から登録申請がありましたので、登録を申込みます。

記

氏名	性別	生年月日	住 所	電 話	

登録申込書作成者名

印

住 所

電 話

mail